

第10期中間決算公告

平成23年12月22日

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
株式会社みずほコーポレート銀行
 取締役頭取 佐藤 康博

中間貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	3,562,044	預渡性預金	19,606,163
コ－ル口－ン	224,773	譲渡性預金	9,396,772
買現先勘定	731,014	コ－ルマネー	11,470,813
債券貸借取引支払保証金	1,240,053	売現先勘定	3,694,078
買入金銭債権	90,113	債券貸借取引受入担保金	2,119,688
特定取引資産	5,037,747	特定取引負債	3,887,000
金銭の信託	101	借用金	4,860,088
有価証券	22,842,729	外国為替	214,967
貸出金	26,273,753	短期社債	109,500
外国為替	868,334	社債	3,174,259
金融派生商品	6,578,953	金融派生商品	5,968,956
その他の資産	896,108	その他の負債	479,948
有形固定資産	100,018	未払法人税等	7,760
無形固定資産	67,710	リ－ス債務	478
繰延税金資産	95,208	資産除去債務	4,399
支払承諾見返	3,436,433	その他の負債	467,309
貸倒引当金	△ 209,803	賞与引当金	4,592
投資損失引当金	△ 2,496	貸出金売却損失引当金	686
		偶発損失引当金	1,027
		再評価に係る繰延税金負債	20,819
		支払承諾	3,436,433
		負債の部合計	68,445,797
		（純資産の部）	
		資本金	1,404,065
		資本剰余金	1,039,244
		資本準備金	578,540
		その他の資本剰余金	460,703
		利益剰余金	846,337
		利益準備金	1,355
		その他の利益剰余金	844,981
		繰越利益剰余金	844,981
		株主資本合計	3,289,646
		その他有価証券評価差額金	△ 111,665
		繰延ヘッジ損益	180,571
		土地再評価差額金	28,450
		評価・換算差額等合計	97,356
		純資産の部合計	3,387,003
資産の部合計	71,832,800	負債及び純資産の部合計	71,832,800

中間損益計算書 (平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
経常収益		541,871
資金運用収益		322,514
(うち貸出金利息)	(165,504)
(うち有価証券利息配当金)	(103,424)
役員取引等収益		70,788
特定取引収益		4,220
その他業務収益		130,292
その他経常収益		14,055
経常費用		390,902
資金調達費用		132,473
(うち預金利息)	(24,251)
役員取引等費用		11,336
特定取引費用		1,920
その他業務費用		34,352
営業費用		125,435
その他経常費用		85,384
経常特別利益		150,969
経常特別損失		55
税引前中間純利益		678
法人税、住民税及び事業税		11,756
法人税等調整額		13,466
法人税等合計		25,223
中間純利益		125,123

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

(1) 売買目的有価証券に準じた貸出債権の評価基準及び収益・費用の計上基準

(追加情報)

米州拠点における取引開始を踏まえ、貸出債権のうちトレーディング目的で保有するものについては、売買目的有価証券に準じて、取引の約定時点を基準として中間貸借対照表上「買入金銭債権」に計上するとともに、当該貸出債権にかかる買入金銭債権の評価は、中間決算日の時価により行っております。また、当該貸出債権からの当中間期中の受取利息及び売却損益等に、前期末と当中間期末における評価損益の増減額を加えた損益を、中間損益計算書上「その他業務収益」及び「その他業務費用」に計上しております。

(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受取利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(5) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

①社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

②社債発行差金

社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は99,503百万円であります。

(8) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

また、当行の貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金530百万円を相殺表示しております。

(9) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から損益処理しております。

(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準

貸出金売却損失引当金は、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は7,304百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は5,283百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,043,713百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は418,592百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは1,423,088百万円です。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,644百万円、延滞債権額は80,705百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は150,110百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は239,461百万円です。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は486,209百万円です。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	690,228百万円
有価証券	8,339,637百万円
貸出金	4,028,277百万円
その他資産	21,630百万円
担保資産に対応する債務	
預金	155,281百万円
コールマネー	743,200百万円
売現先勘定	3,404,353百万円
債券貸借取引受入担保金	2,093,755百万円
借入金	2,528,600百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」15,371百万円、「有価証券」916,099百万円及び「貸出金」15,326百万円を差し入れております。
子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。
また、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は17,679百万円、保証金は16,701百万円及びデリバティブ取引差入担保金等は244,466百万円です。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は32,978,956百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが26,647,066百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 91,632百万円
 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,703,116百万円が含まれております。
 13. 社債には、劣後特約付社債412,987百万円が含まれております。
 14. 当行の子会社であるみずほ証券株式会社及びみずほインターナショナル・ピーエルシーの共同ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに関し、当行はキープワエル契約を両社と締結しております。中間決算日における本プログラムに係る社債発行残高は566,730百万円であります。
 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は48,986百万円であります。
 16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国際統一基準） 20.08%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益8,962百万円、償却債権取立益1,758百万円、信用リスク減殺取引に係る収益1,544百万円を含んでおります。
 2. 「その他経常費用」には、株式等償却49,933百万円、株式等売却損17,061百万円、住専処理への対応に係る費用9,086百万円、貸倒引当金繰入額6,187百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）
 時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。
 なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下の通りです。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,040,066
関連法人等株式	3,647
合計	1,043,713

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	665,794	461,960	203,833
	債券	7,073,433	7,038,426	35,007
	国債	6,451,974	6,442,977	8,996
	地方債	22,336	21,548	788
	社債	599,122	573,899	25,222
	その他	3,101,209	3,025,679	75,529
	小計	10,840,437	10,526,066	314,371
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	803,805	1,030,867	△227,062
	債券	7,452,768	7,467,092	△14,323
	国債	6,959,808	6,965,982	△6,174
	地方債	28,775	28,864	△88
	社債	464,185	472,245	△8,060
	その他	2,462,648	2,655,036	△192,387
	小計	10,719,223	11,152,996	△433,773
合計	21,559,661	21,679,063	△119,402	

（注）評価差額のうち、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額は、3,961百万円（利益）であります。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	296,500
その他	72,563
合計	369,063

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として中間決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間期における減損処理額は、62,335百万円（うち、株式49,914百万円、その他12,420百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
有価証券償却損金算入限度超過額	692,520百万円
その他有価証券評価差額	113,345
貸倒引当金損金算入限度超過額	84,036
有価証券等（退職給付信託拠出分）	72,253
繰越外国税額控除	49,815
繰越欠損金	42,093
その他	31,025
繰延税金資産小計	1,085,088
評価性引当額	△767,891
繰延税金資産合計	317,197
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△123,882
前払年金費用	△55,362
その他有価証券評価差額	△29,298
その他	△13,446
繰延税金負債合計	△221,988
繰延税金資産（負債）の純額	95,208百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	209,700円89銭
1株当たり中間純利益金額	7,746円81銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	7,746円80銭

(重要な後発事象)

株式会社みずほコーポレート銀行（以下「当行」）は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほフィナンシャルグループ」）を通じて平成23年9月16日に公表いたしました「みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の合併等の統合に向けた対応について」において、両行の合併等の統合に向け、具体的な統合の方式やスケジュール詳細等について、検討・対応準備を進めることとしておりましたが、当行、みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」）は、平成23年11月14日開催の各社取締役会において、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、みずほフィナンシャルグループの完全子会社である当行とみずほ銀行が合併を行うことについて決定し、その具体的な検討・協議に向けて、当行、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の間で基本合意書を締結いたしました。